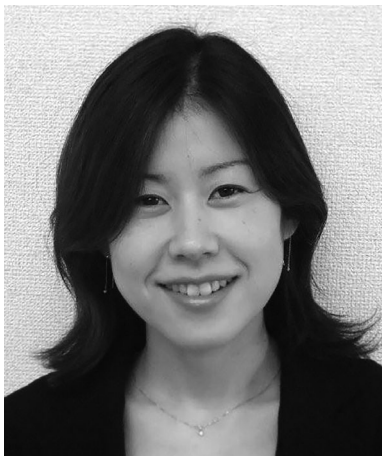

(令和4年11月27日掲載)

犯罪被害者等の人権を守る



大岡 由佳 (おおおか・ゆうか)

武庫川女子大学准教授。2010年より現職。2016年に犯罪被害者支援の現場と専門職集団により団体「くらしえん」を設立、兵庫県地域安全まちづくり推進審議会委員のほか、警察庁・交通事故被害者サポート事業検討会などの委員を務める。一般社団法人TICC(トラウマインフォームドケア&コミュニティ事業)の共同代表。

日本では被害者は国から手厚い補償があると思いませんか？

裁判所は加害者を処罰して、被害者の無念を晴らしてくれる場所と思いませんか？
あなたやあなたの家族は犯罪の被害に遭わないと思いませんか？

これらの質問は、2022年3月に再結成した「新あすの会」(新全国犯罪被害者の会)の前身「あすの会」から、チラシで市民に投げかけたものですが、これらはとんでもない“錯覚”だったとしています。

「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族を指すとされます。具体的には、刑法犯に当たる凶悪犯(殺人・強盗、強制性交等罪、放火等)、粗暴犯(暴行・傷害等)、窃盗や、近年では、DV(ドメスティックバイオレンス)や児童虐待を受けた方も、被害者として捉えられるようになっていきます。2021年の高知県の刑法犯だけで2859件に上ります。支援現場の相談件数は減ることはありません。今まで潜在化してきた性犯罪・性暴力などに至っては相談が増える一方です。

犯罪被害者等になると、その日を境に生活が一転します。司法の問題に加え、生活、住宅、就労・学校、精神的な問題などが急に押し寄せてきます。心の準備がない中で起こるため、心のけが(トラウマ)となりやすいです。

被害者からは「事件が起きると、最初は加害者が悪く言われるが、いつしか風向きが変わり被害者も悪く言われるので、つらい思いをする」「加害者が守られ、被害者が困る、今の社会はおかしいと思います」といった悲痛な被害者の声が多数届いています。

前身「あすの会」の署名活動等によって、2004年に犯罪被害者等基本法が成立しています。

近年、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援条例もでき、民間団体の支援も活発化しています。2019年に全市区町村に「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」が設置され、高知県も100%市町村に窓口ができました。しかし、それらの窓口は市民に広く知られていません。

犯罪被害者が、被害者参加制度という形で裁判に関与できるようになったのはつい最近のことです。今まで、人権を守ってくれるはずの裁判所で犯罪被害者は蚊帳の外に置かれてきたのです。ようやく、犯罪被害者の人権を守る制度に切り替わりましたが、いまだに課題は山積しています。

具体的には、加害者から賠償金はほとんど支払われておらず、国から犯罪被害給付金の対象になったとしても十分な額は支給されません。被害現場が自宅で起こった場合の住宅転居費や、生活費、医療・介護費、育児介護や子どもの学習支援等、さまざまな生活課題への手当ては整っていません。

地方公共団体で条例をつくって見舞金制度等で対応しようとするところもありますが、額やサービスは限られ、地域格差があります。高知県では、2020年に県の犯罪被害者等支援条例が施行されましたが、条例がある市町村は34分の4（11.8%）にとどまり、見舞金・貸付金制度がある市町村は皆無です。

二次被害という言葉があります。二次被害とは、「犯罪の結果としての被害に付随してもたらされる追加的苦痛」を指します。周囲の無関心や無知により、犯罪被害者は数えきれない二次被害を受けると言います。被害者問題は、明日のわが身です。犯罪被害者等の苦悩を想像する力と、腫れ物に触ったかのような関わり方ではない、親身になったサポートが求められています。